

会社ぐるみで事実の隠蔽か!?

9月26日、新幹線東京第二運輸所で再教育のために日勤をしていたJR東海労組合員である運転士に対して、東京第二運輸所の助役が「ノートを買って就業規則を書き写した方がいい」と言い、さらに「就業規則を貸してあげますが、私の物ですから他の助役に渡さないように」と運転士に就業規則を渡しました。運転士は業務命令と受け止め、翌日から就業規則の写経（書き写し）を行いました。

このような業務指示は、兵庫県人権擁護委員会でも人格権の侵害と認定されていることであり、断じて許すわけにはいきません。

新幹線地本が、会社に対してこの事態の説明を求めました。すると会社からは「運転士本人が就業規則を勉強したいというので貸した」との回答でした。しかし、この回答は全くの虚偽です。運転士は、再教育の中で一切就業規則を勉強したいなどとは言っていません。乗務復帰に向け努力していました。したがって、回答が事実と違うため再調査するよう要請しました。ところが驚いたことに、会社は「調べた結果である」と、その要請を拒否したのです。

このようなことは、会社ぐるみの事実の隠蔽であり、あってはならないことです。助役が虚偽の報告をしていることは間違いありません。にもかかわらず、そのことを再調査することなく「調べた結果」として結論付けることは、現場責任者と新幹線鉄道事業本部上層部が一体となって事実の隠蔽工作をしたことに他なりません。

社会的にも検察庁による証拠の改竄と隠蔽が問題とされている中、JR東海でも同じことが行われていることを見過ごすわけにはいきません。人権侵害しかり、隠蔽工作しかり、私たちはこのような会社の姿勢を断じて許さず、現状を変えるために闘います！

就業規則の写経(書き写し)は、
人権侵害実害口だ！